

国民年金だより

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成30年中に納めた保険料の全額で、過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけでなく、配偶者やご家族(お子様等)の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。平成30年中に納付した国民年金保険料の保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

平成30年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。(平成30年10月1日から12月31日までの間に、今年はじめて国民年金保険料を納められた方へは、翌年の2月上旬に送られます。)

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようにしましょう。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のはがきに表示されている番号に問い合わせください。

◇11月は「ねんきん月間」、11月30日(いいみらい)は「年金の日」です◇

日本年金機構では、厚生労働省と協力して、毎年11月を「ねんきん月間」と位置付け、国民の皆様への公的年金制度に対する理解を深めていただくための普及・啓発活動を積極的に行います。



年金相談及び納付相談会のご案内

日本年金機構仙台北年金事務所職員による出張相談会を開催しますので、ぜひご利用ください。

- ◆日時 11月15日(木) 午前10時～午後3時
- ◆場所 まほろばホール2階展示室(大和町吉岡南二丁目4-14)
- ◆相談内容
 - 年金受給に関すること
 - 国民年金保険料納付に関すること
 - その他年金に関すること

○年金受給に関する相談は、事前の予約が必要です。
○相談内容にあった専門のスタッフが丁寧に対応します。
予約申込は ☎224-0895



◆問い合わせ先 仙台北年金事務所(仙台市青葉区宮町4-3-21) ☎224-0891 / 住民生活課 ☎341-8512

公用自動車(ホンダ フィット)を売却します

村では、公用自動車の更新により次の車両を条件付き一般競争入札で売却します。
入札参加希望の方は、村ホームページの公告をご確認いただくか、企画財政課へ問い合わせください。

◆売却する公用自動車の主な概要

車種 ホンダ フィット 4WD 1台 現状渡し
登録年月日 平成15年7月4日
走行距離 124,133km(9月26日現在)
その他 平成30年7月4日で車検満了
車体に多少の傷、へこみあり
運転席側ドア鍵修繕履歴あり
(別鍵となります。)
冬用タイヤ装着/普通タイヤ4本付



◆売却物品閲覧会

11月15日(木) 午前9時～午後5時

◆入札参加資格確認申請書の提出期限

11月22日(木) 午後5時

◆問い合わせ先 企画財政課 ☎341-8510

バイオマスタウン構想の取り組み

大衡村

B5燃料を使ってみませんか

村では家庭から出た使用済み食用油を回収して、バイオディーゼル燃料(BDF)に再利用するため、役場や村内店舗12カ所に廃食用油回収ボックスを設置しています。

この再利用されたBDFを軽油に5%混合した「B5燃料」の利用促進を図り、環境負荷の低減を目指しています。

「B5燃料」を給油するには

本事業へご協力頂いている有限会社千田清掃への登録により給油することができます。
詳しい手続きや給油方法については、同社に問い合わせください。
有限会社 千田清掃(大崎市古川)
☎0229-27-3151

農業でB5燃料をお使いいただく方のために

村内に住所を有する営農生産組合等や個人農業者を対象にB5燃料の利用促進のため、農業に使用される「B5燃料」に1リットルあたり33円の補助を行います。
詳しい制度内容や手続きについては、企画財政課に問い合わせください。

◆問い合わせ先 企画財政課 ☎341-8510

鳴瀬川流域水循環計画(第2期)について皆さんの意見を募集しています

県では、健全な水循環の保全に関する施策の効果的な推進を図るために定めている鳴瀬川流域水循環計画を更新するにあたり、皆様からのご意見を募集しています。

◆意見募集期限 11月15日(木)

◆資料公表場所 県環境対策課、県政情報センター、北部・東部地方振興事務所県政情報コーナー、県環境対策課のホームページ

◆提出方法 郵送(消印有効)、ファクシミリ、Eメールのいずれか

◆提出・問い合わせ先 〒980-8570(所在地記載不要) 県環境対策課環境影響評価班
☎211-2667 FAX211-2696
メール kantaie@pref.miyagi.lg.jp